

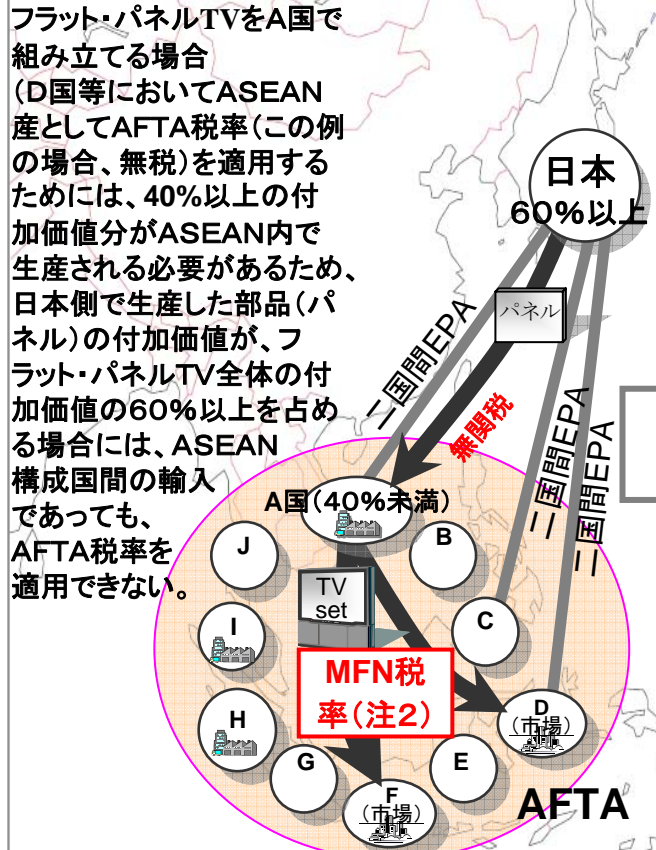
日・ASEAN包括的経済連携協定について

協定の意義と概要

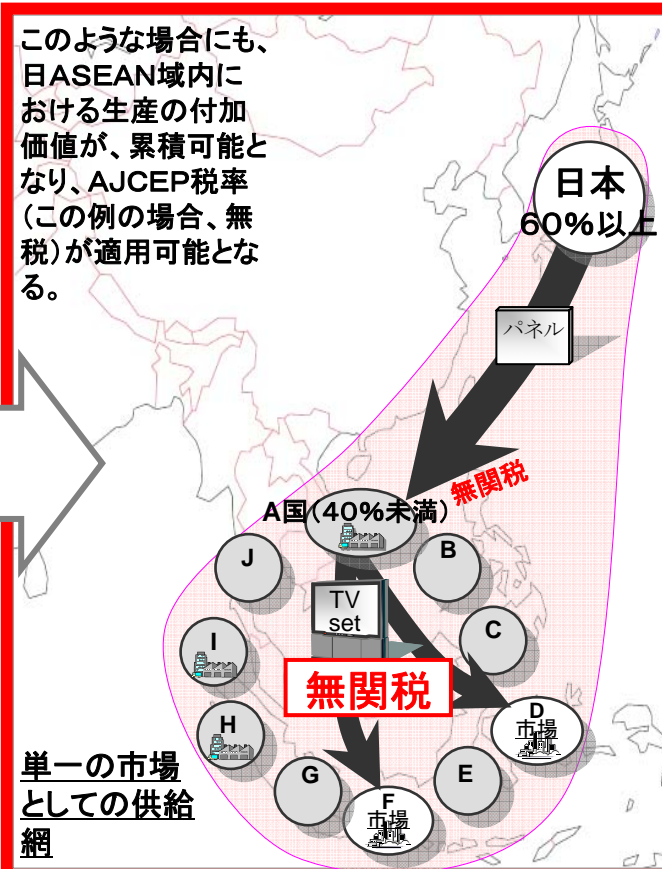
- 我が国初の複数国間の経済連携協定(EPA)。
- 我が国と緊密な関係を有し、各国とのFTA締結の動きが進むASEANとの戦略的關係強化。
- 本協定は、原産地規則の累積規定(注1)を日・ASEAN域内で適用することにより、域内全体の生産ネットワークを強化。
- 本協定は、物品貿易の自由化・円滑化の他、(1)知財・農林水産分野(違法伐採対策を含む)での協力や、(2)サービス貿易並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉等も規定している。
- 同協定は各国持ち回りで署名。我が国は、3月28日に署名に関する閣議決定を行い、同日署名。

協定のメリット - 原産地規則の累積規定の適用(注1)

< 現状: 二国間EPA+ASEAN自由貿易地域(AFTA)の場合 >



< 日・ASEAN包括的経済連携協定 >



ASEAN側の譲許

- ASEANの我が国からの輸入額の約91%が発効後10年以内に無税化。
- 原産地規則の累積規定によって裨益する効果大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、ほとんどの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現した。

(ASEAN側の譲許の概要)

- 薄型テレビ: ASEAN7ヶ国で関税撤廃
- 薄型テレビモジュール(薄型テレビパネルに部品を組み込んだもの): ASEAN8ヶ国で関税撤廃
- ブレーキ: ASEAN6ヶ国で関税撤廃

日本側の譲許

- 我が国のASEANからの輸入額の約93%が発効後10年以内に無税化。
- 鉱工業品については、殆どの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- 農林水産品については、ASEAN各国との二国間EPAの合意内容を踏まえた内容となっており、守るべきは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行った。

(日本側の農林水産品に係る譲許の概要)

- 即時関税撤廃する品目
ドリアン、えび、えび調製品 等
- 10年以内に段階的関税撤廃する品目
塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等
- 関税削減する品目
鶏肉調製品、合板(熱帯産木材を使用したもののうち関税が6%及び8.5%のもの)等
- 除外等、関税撤廃・削減の対象外とした品目
国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、合板(熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの)、かつお・まぐろ、水産輸入割当品目 等

(注1) 累積: ある産品が締約国Aで生産される場合、その生産に使用された締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料とみなすこと。

(注2) MFN税率: 自由貿易地域等に基づく特惠税率ではなく、WTO加盟国に等しく適用される最恵国待遇税率。